

## 産業廃棄物処分業許可証

住 所 札幌市東区北32条東6丁目3番1号  
 名 称 有限会社丸正北海総業 代表取締役 田坂 優英



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証します。

札幌市長 秋 元 克 広



許可の年月日 令和 8年 1月23日  
 許可の有効年月日 令和15年 1月17日

## 1 事業の範囲（一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

(1) 選別（下記の産業廃棄物（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。））

ア 廃プラスチック類

イ 紙くず

ウ 木くず

エ 繊維くず

オ 金属くず

カ ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く）及び陶磁器くず

キ がれき類

以上7種類は水銀使用製品産業廃棄物を除き、石綿含有産業廃棄物を含むものはア、カ、キに限る。

## 2 事業の用に供する施設

種 類	設 置 場 所	設置年月日	処理能力
選別	白石区東米里2506番地2外	平成20年8月21日	90.72 t/日

## 3 許可の条件

なし

## 4 許可の更新又は変更の状況

平成11年 1月18日 新規許可

平成16年 1月18日 更新許可

平成18年 2月 7日 変更許可（廃石膏ボードの破碎施設の追加）

平成21年 1月18日 更新許可

平成26年 1月18日 更新許可

平成31年 1月18日 更新許可（優良認定）

令和 8年 1月23日 更新許可（優良認定）

## 5 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無 無

## 6 その他

平成20年12月 4日 変更届提出（廃石膏ボードの破碎施設の廃止）

# 書換交付

令和8年3月3日

事由

住所の変更

※ この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、北海道知事に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内（適法な審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に、札幌市（訴訟において札幌市を代表する者は札幌市長となります。）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することもできます。